

# 東京電力福島第一原子力発電所

## 事故被害対策基本方針

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

平成24年1月

宮 城 県

# 目 次

<b>序章 基本方針の位置づけ</b>	1 頁
<b>第 1 章 基本的視点</b>	1 頁
<b>第 2 章 放射線・放射能の監視・測定</b>	4 頁
<b>第 3 章 健康不安への配慮</b>	7 頁
<b>第 4 章 汚染・被害の拡大防止</b>	8 頁
第 1 放射線物質汚染の拡大防止	
第 2 経済的被害の拡大防止	
<b>第 5 章 放射線線量低減化対策</b>	11 頁
<b>第 6 章 汚染物・廃棄物の処理</b>	15 頁
<b>第 7 章 損害への対応</b>	17 頁
<b>第 8 章 正しい知識の普及・啓発</b>	20 頁

## 序章 基本方針の位置づけ

この基本方針は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対する総合的な対応を図るため、その基本的視点や県が取り組む基本的な方向性等を定め、県民の皆様に示すものです。

今回の原発事故は、一義的には国と東京電力が責任を持って対応していくべきものですが、国や東京電力の対応を待っていては一向に解決に向かって進まないことから、県民生活に与える不安と負担の大きさに鑑み、県が率先して基本方針を定めるものです。

また、平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」では、緊急重点項目の一つとして「原子力災害等への対応」を位置づけており、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

今後、この基本方針に基づいて、放射性物質汚染対策の具体的な取組と事業をまとめた「(仮称)東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下「実施計画」という。）」を国や県の予算措置状況等を踏まえながら策定し、短期的な取組のスケジュールをお示しする予定です。しかし、現在までのところ原発事故の被害の全容が明らかになっておらず、また、国が今後、食品の安全基準等の改定を示す予定であるなど、不確定な要素があることから、基本方針・実施計画ともに適時適切に見直しを図ってまいります。

## 第1章 基本的視点

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び巨大津波によって、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）は電源喪失による炉心溶融を起こし、翌3月12日から15日にかけて、原子炉建屋が水素爆発により大破した結果、大気中及び海洋中に大量の放射性物質を拡散させることとなりました。事故発生から10か月が経過した現在もなお、原子炉安定化に向けて作業が続けられる一方で、東電福島第一原発周辺の住民は避難を余儀なくされている状況であり、依然として収束の見通しは立っていません。

宮城県では3月14日の東電福島第一原発3号機の水素爆発以降、空間放射線線量率を毎日測定しているほか、3月25日に水道水や原乳の放射性物質濃度を測定開始後、農林水産物や狩猟鳥獣、工業製品、上水道・工業用水の原水、下水汚泥などの放射性物質の測定を順次行い、現在まで継続して実施しています。

そのような中、5月に牧草から、また、7月には汚染された稲わらを給与された本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、国からの出荷制限指示等の要請を受けて、県内肥育農家等に対して出荷自粛等をお願いしたところです。この要請以降、JAや検査機関の協力の下で放射性物質の全頭検査の体制を構築するなど、本県産牛肉の安全性を確認する取組を行った結果、8月には出荷制限の一部解除指示が出され、市場での取引が再開されました。しかし、取引再開後、暫定規制値をクリアした牛肉のみが流通しているにも

かわらず、牛肉の取引価格は低迷を抜け出せない状況が、今なお続いています。

さらに、県民の生活環境において除染作業を行うよう求める声が届けられています。

このほかにも放射性物質汚染がもたらした汚染被害や風評被害の相談や報告が寄せられており、県ではこれまで、国の方針等に従い、それぞれの取組を進めている状況ですが、事故による被害が拡大し、深刻化したことから、県としての総合的な対策を示す必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、宮城県は「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げ、次の基本的視点に立って、総合的な取組を行うこととしました。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味します。なお、本文中、「ミリシーベルト」は「mSv」と表記しています。

### **基本的視点1：不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～**

監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。

また、住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

### **基本的視点2：徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～**

県内に広く拡散した放射性物質の除染を徹底し、適正に仮置き・保管を経て減容した上で、安全に処理する放射線低減化システムを構築し、県民への周知を図ります。

#### ※放射線低減化システムの流れ

除染 ⇒ 保管 ⇒ 減容 ⇒ 封じ込め  
(放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却)

また、5年以内の目標達成を目指すこととし、汚染状況重点調査地域を中心に、市町村と一体となって除染を推進します。

なお、汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

### **基本的視点3：県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養～確かな情報・確かな知識～**

県の誰もが初めて経験する未曾有の放射性物質汚染に対し、現状を冷静に判断し的確に行動するための科学的知見を県民一人一人が涵養し、正確に理解できるよう、放射線・放射能に関する知識などの情報について、セミナー開催や出前講座を拡充するなど、あらゆる機会を通じて、正確にわかりやすく提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

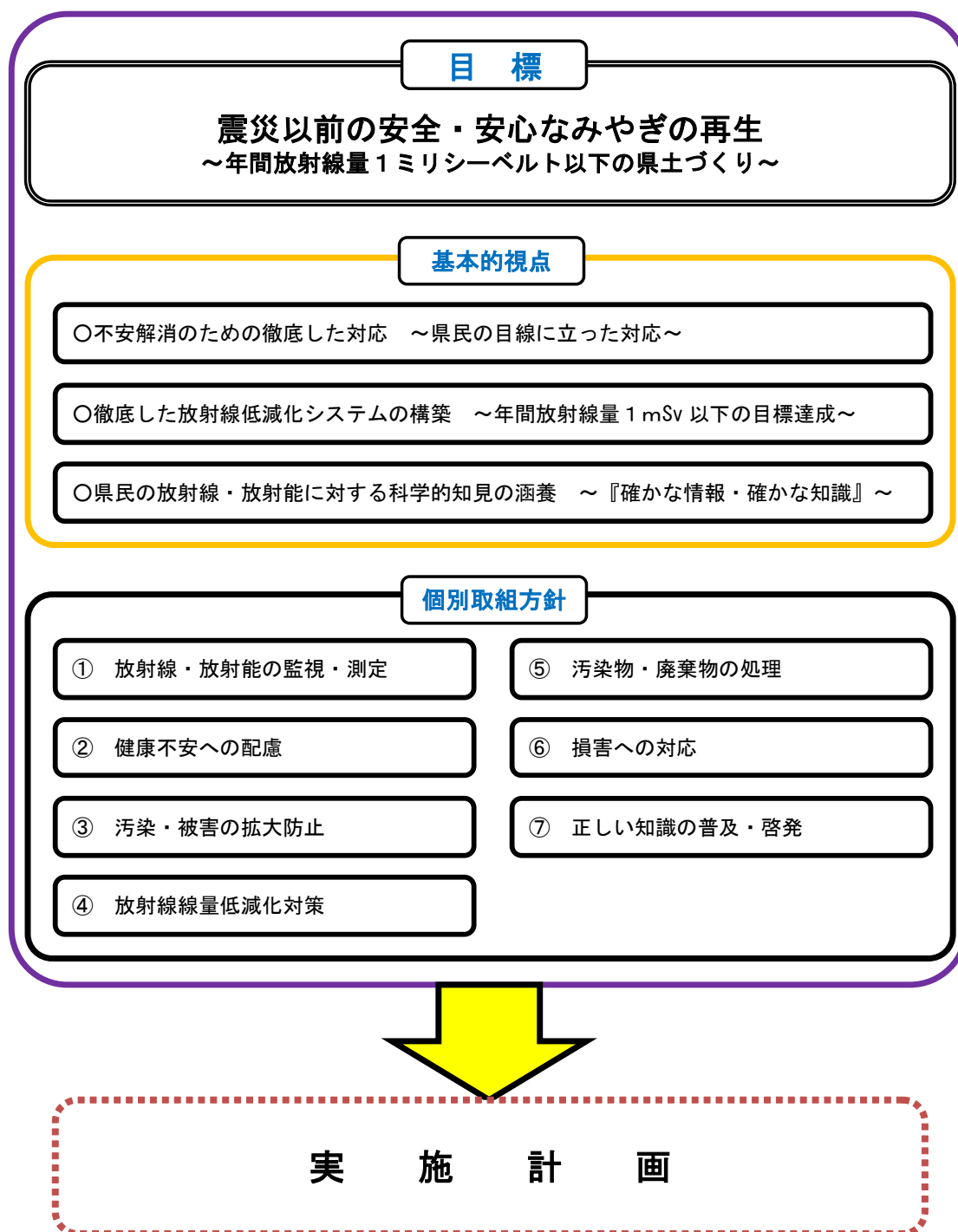
これらの基本的視点に立って目標を達成するため、県では7項目の個別取組の相互連携を図りながら、総合的な取組として展開してまいります。

また、平成23年9月12日に市町村や事業者・消費者等の団体、有識者等と共に設立した「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下「県民会議」という。）

での活動を通じて県民の皆様と力を合わせ、こういった対策に全力で取り組んでまいります。

なお、今回の原発事故による被害については、放射性物質を放出した事業者が一義的な責任を負っており、国もまた、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っています。この基本方針は、事故被害対策に宮城県が主体的に取り組むためのものではありませんが、事業者と国が原発事故による被害対策に必要な法令の整備や費用の負担などを全責任を持って万全に行うよう、引き続き、強く求めてまいります。

### 【基本方針の概念図】



## 第2章 放射線・放射能の監視・測定

### 現 状

空間放射線線量の測定については、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故直後の3月14日から、県南部等において継続して測定を行っています。また、7月1日からは県内の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等1,622地点を対象に空間放射線線量測定を実施したほか、7月11日からは市町村の協力により県内全市区町村における定点測定を毎日実施しています。

6月22日から6月30日にかけて本県と文部科学省とが連携して実施した航空機モニタリングのほか、市町村の協力により実施している空間放射線線量率の定点調査及び学校の校庭等の調査において、県南部の一部では比較的高いレベルの汚染が確認されており、県北部の一部においても、周辺より若干高いレベルであることが確認されています。

一方、放射性物質については、3月25日から定期的に水道水、農林水産物、原乳の放射能測定を実施し、その他、海水、牧草・稲わら、学校プール水、浄水発生土、下水汚泥などの放射能測定について順次、対象範囲を拡充しながら実施しています。

その結果、県内の水道水のすべてと、農林水産物のほとんどについては、その含有する放射性物質の濃度が、食品衛生法による暫定規制値を下回る値となっています。また、米についてもすべて暫定規制値を下回りました。

しかし、牧草・稲わらに含まれる放射性物質については、農林水産省が定める暫定許容値を超過し、また、これを給与した牛の肉から、暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出されました。そのため、政府原子力災害対策本部長（総理大臣）から出荷制限の要請が指示されましたが、その後一部が解除に至っています。

汚染稲わらを給与した牛の排せつ物から生産された堆肥についても暫定許容値を超過するものが確認されており、超過したものについては出荷・施用しないよう指導されているほか、米ぬかでも国の暫定規制値を超える数値が確認されています。また、水道の浄水発生土でも、比較的高濃度の放射性物質が検出されるものがあります。

#### 【これまでの空間放射線線量の測定体制】

測定項目	測定期間
県南部等における定点測定 県内10地点	平成23年3月14日～
全市区町村での定点測定 県内41地点	平成23年7月11日～
学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等 1,622地点	平成23年7月1日～
航空機モニタリング 県内全域	平成23年6月22日 ～6月30日



## 課 題

空間放射線線量のモニタリングについては、目に見えない放射線等の不安を払拭し、県民の暮らしを守るために、測定体制や検査体制の充実が急務です。また、地域ごとの詳細な汚染状況を把握するためにも、市町村と連携した全県的な取組が必要です。さらに、放射線等の影響を受けやすいとされる子どもを守る観点から、学校や幼稚園、保育所等におけるモニタリングも重要です。

放射性物質の影響については、可能な限り測定する対象品目を広げ、かつ測定回数を増やしていくとともに、これらに対応するための検査体制の充実が重要です。また、原子力発電所の事故をめぐる新たな動きが生じた場合に備え、迅速に対応できる体制作りも必要です。

県民は、空間放射線線量率や放射性物質濃度の監視・測定体制の強化など、きめ細かな対応を望んでいます。一方では、食卓に上る飲食物の安全性等を、県民自らが手軽に測定し確認できる体制の整備を求める声が高まっています。

## 個別取組方針

### 1 空間放射線線量のモニタリング

福島県に近接する県南部地域において、空間放射線線量率とその経時的変化を把握するために、定点調査を引き続き行います。また、県内全域の推移変化を、常時把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、新たに県内各市町村へモニタリングポスト（連続測定器）を配備し正確なデータを迅速に提供します。

人が利用する施設等については、放射線等の影響を受けやすいとされる子どもを守る観点から、学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等や敷地内の空間放射線線量を市町村の協力などにより測定します。主な県立公園の屋外施設等における測定も必要に応じて実施します。産業活動では、大気への放射性物質の放出により、外国から県内の港湾への船舶の寄港についての懸念が寄せられていることから、県内の港湾における空間放射線線量を引き続き測定します。

なお、これらの測定を行うにあたっては、国や市町村と連携を密にしながら実施します。

### 2 放射性物質のモニタリング

#### (1) 食べ物・飲み物

水道水や県内で生産される農林水産物や関連加工品の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定し、県民の不安解消や風評の払拭に努めます。

また、乳幼児を持つ母親の不安等に対応するために、国が実施する母乳等の放射性物質検査の結果等を情報提供します。

その他、食用に供する主要な狩猟野生鳥獣等についても、放射性物質の検査を実施します。

なお、県民自らが家庭菜園等で収穫された農産物等の安全性を確認できるような体制整備に努めます。

## (2) 子どもの給食

学校給食に使用される食材は、一般に流通しているものを使用しているため安全性が確保されているものと考えていますが、県民の不安を払拭させるため、食材の安全・安心な流通確保などの対策を国に要望していきます。

また、学校給食に使用される食材の放射性物質の検査については、国の制度を活用した検査機器の配備やその運用方法、検査を実施する場合の様々な課題への対応などについて、市町村と連携して進めていきます。

## (3) 食べ物を育む環境

食品衛生法上の暫定規制値を超えない安全・安心な農林水産物の生産を確保するために、その生産基盤である水田や畑地土壌のほか、家畜飼料や敷料、肥料、きのこ原木等の放射性物質の検査を広域的かつ継続的に実施します。

## (4) 産業活動

産業活動では、自社の製品に関する残留放射能を測定することを取引先から求められている事例が増えているため、県内の工業製品や、農林水産原料及び加工品の残留放射能を測定する技術支援を実施します。

海域への放射性物質の流出を受け、外国から県内の港湾への船舶の寄港についての懸念が寄せられていることから、県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を測定します。

また、工業用水の安全性を確保するとともに、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うための放射性物質の濃度を測定します。

## (5) その他

県民、特に子どもの健康を考慮し、学校や保育所等が保有するプールの水等、県民が利用する施設の放射性物質の検査を必要に応じて行います。

また、環境中に放出された放射性物質の状況を把握するために環境省が実施する地下水及び公共用水域等（河川・湖沼・海域等）のモニタリングにおいて、適切な地点の選定について、市町村等と連携して働きかけていきます。

さらに、自然由来と原発由来の放射性物質を判別するため、地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。

この他にも、必要に応じて測定項目を拡充させるなど、県民の不安解消に向けて、きめ細やかな測定を行います。



## 第3章 健康不安への配慮

### 現 状

県民は原発事故によって放射性物質が放出されたことにより、放射線等が健康に及ぼす影響について不安感を抱いている状況となっています。

### 課 題

県民が日々の暮らしを安心して送るためには、県は放射線等に関する正しい知識や情報を積極的に発信するとともに、県民に正しく理解していただかなければなりません。

このため、県民の不安払拭に向けた取り組みが重要となります。

### 個別取組方針

#### 有識者会議での検討を踏まえた健康不安の払拭

県では、昨年10月に放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」を立ち上げ、放射線等による健康への影響や健康調査等の必要性について検討しました。

有識者会議からは、健康への影響確認のため県が実施した、甲状腺超音波検査とホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定結果も踏まえ、放射線の健康影響に関する学術的な研究結果、県南地域における放射線の積算線量及び福島県におけるホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定結果から、科学的・医学的な観点からは、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はないとの見解が示されるとともに、今後の対応策として、「放射線に対する正しい知識の普及啓発」、「一般検診やがん検診の受診勧奨」、「喫煙、食事運動等の生活習慣等の改善による発がんリスクの低減」及び「がん登録の整備推進」についての提言がありました。

県としては、有識者会議の提言を踏まえ、これらの取り組みについて、更なる充実を図り、県民の方々の健康に対する不安払拭に努めてまいります。

また、原発事故に伴う健康不安払拭への取組については、本県だけではなく隣県すべてが同じ課題を抱えていることから、引き続き、国の責任と判断において、健康への影響や対応方針等について早急に示すよう求めています。

## 第4章 汚染・被害の拡大防止

### 第1 放射性物質汚染の拡大防止

#### 現 状

原発事故によって放出された放射性物質の影響により、県内では空間放射線線量率の比較的高い地域が確認されました。また、ほとんどは食品衛生法上の暫定規制値等を下回るものですが、水道水や農林水産物から放射性物質が検出されるとともに、堆肥、稲わら等の肥飼料や土壌からも確認されるなど、汚染は多方面にわたっています。このため、空間放射線線量率による外部被ばくの影響や飲食物等を摂取することに伴う内部被ばくの人体への影響が懸念されています。

#### 課 題

外部被ばくの影響を最小限にするために、空間放射線線量率の低減に向けた除染等の対策が必要です。また、土壌や肥料、飼料等を介した水道水や農林水産物への汚染の拡大、これらを摂取することに伴う内部被ばくによる人体への影響の拡大といった負の連鎖を遮断する対策が重要です。

#### 個別取組方針

##### 1 空間放射線線量の低減化

空間放射線線量率の測定はもとより、県民の日常生活における被ばく線量を可能な限り低減させるため、除染を実施する市町村に対し除染支援チームを派遣するほか、マニュアルを策定し提供を行うなど、市町村と一体となった除染を推進していきます。

##### 2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止

水道水や農林水産物を通じた放射性物質による人体への汚染拡大を防止するために、放射性物質濃度の検査をきめ細かく継続的に実施します。

また、安全・安心な農林水産物の生産を確保する観点から、土壌や肥料、土壌改良資材、飼料、敷料やきのこと原木等における放射性物資の検査を実施し、放射性物質による農地土壌、農林水産物の汚染拡大を防止します。

なお、食品衛生法上の暫定指標値や暫定規制値を超える水道水や農林水産物が確認された場合には、国の指示に基づく摂取制限や出荷制限を迅速かつ徹底して実施するほか、生産者団体と協議の上、出荷自粛要請等の対策を講じます。

さらに、国において規制値等の見直しが行われた場合には、見直し後の基準に従って適切に対応します。

## 第2 経済的被害の拡大防止

### 現 状

県産農林水産物は、食品衛生法上の暫定規制値を超えた牛肉の出荷停止による販売額の減少に加え、その他の農林水産物では風評被害が原因となり販売額が減少しているものもあります。また、風評被害の対象は農林水産物にとどまらず、観光業にも及んでおり、予約の取消しや観光客の減少といった被害が生じています。さらに、農林水産物や工業製品の輸出については、諸外国政府による輸入停止措置や輸入規制に伴う追加的費用の損害も発生しています。風評被害により損害を受けた農林水産業者や観光業者、中小企業者等の中には、経営が圧迫され事業の継続が困難になっている事業者が現れているのが現状で、今後も被害の長期化や拡大が懸念されています。

### 課 題

原発事故の風評を払拭し、被害拡大を防止するために、農林水産物や工業製品、観光等の安全性を、県内外の消費者や輸出国に向けてアピールしていく必要があります。

また、経営不振に陥った事業者に対して、事業継続に必要な経済的支援や技術支援が求められています。

### 個別取組方針

#### 1 金融・経営支援

風評被害により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実を図るとともに、事業継続に向けた総合的な金融支援を講じます。

また、出荷制限やこれに伴う風評被害を受けた農林水産業については、減収や費用負担に伴う資金不足への支援として、出荷制限に係るつなぎ融資等の緊急支援対策、低利の制度資金による資金融通の円滑化等により経営継続を支援します。

輸出関連では、海外でのPR活動のための経費の助成を行うほか、取引継続のための海外での商談や放射性物質の検査に要する費用についても支援します。

#### 2 技術支援

市町村や生産者団体等が地域の農林水産物の安全性を確認するために行う検査体制等の整備を支援します。また、安全・安心な農林水産物の生産を確保するために、生産物や土壌、飼料、敷料等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言や指導等の技術的支援を行います。

工業製品では、自社の製品に関する残留放射能を測定することを取引先から求められている事例が増えているため、県内の工業製品の残留放射能を測定する技術支援を実施します。

#### 3 イベント等

県内産農産物等を国内外の消費者等に安心して購入してもらえるよう、検査結果や検査体制等の迅速でわかりやすい情報発信に努めるとともに、生産団体等が行う情報発信や広報活

動への支援やイベント等を実施します。また、県内の観光の安全性や魅力を県内外に発信するためのキャンペーンやイベント等を実施します。

#### 4 情報発信

各種メディアや広報紙等を利用して、県産品の検査結果や検査体制をお知らせするとともに、観光の安全性をPRします。

原発事故による海外からの風評を払拭するとともに、県産品や観光の安全性やその魅力をアピールするために、放射性物質の検査結果等も含めた正確な情報の発信を強化します。

#### 5 その他

県産農林水産物や観光等の安全性を国内外に広報するために安全宣言等を行い風評の払拭に努めます。

諸外国における日本及び東北への渡航制限の解除や、農林水産物及び食品等の輸出品目に対する規制緩和に向けた国への働きかけを強化します。

## 第5章 放射線線量低減化対策

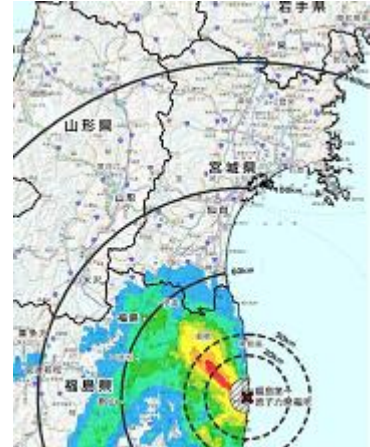
### 現 状

県では、文部科学省の協力で、平成23年6月に航空機による県全域のモニタリングを実施しました。その結果、9月18日現在の推計データとして、一部の地域において、県内としては比較的高い空間放射線線量率が観測されています。

また、市町村の協力で、市町村ごとの継続的な定点測定を実施しているほか、7月から8月にかけて学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の一斉調査を実施しましたが、結果は航空機モニタリングのものと同様の傾向となっています。

国が示した追加被ばく線量計算の考え方によれば、県内で計測される1時間当たりの線量率からは、県内のほとんどの地域において、今後予想される追加被ばく線量が年間1mSvに満たないものと考えられます。しかし、県南部、県北部及び牡鹿半島の一部では、これを超える地域があるものと考えられます。

また、雨樋の下部や道路側溝など、降下した放射性物質が降雨等で集積し、局所的に周囲より高い線量の箇所（いわゆる「マイクロホットスポット」）が生じていることが分かっています。



### 課 題

国では、追加被ばく線量の長期的な目標として年間1mSv以下を目指していることから、本県においても、一部の地域において線量低減のための対策が必要となっています。

この対策は、線量の低減をするものであることから、県民の生活圏、特に学校等を中心とした生活環境の除染に優先して対応する必要があります。

汚染された土地の原状回復は、一般的には原因者が実施するものであり、今回の場合でも、本来の原因者である原子力事業者が実施すべきであります。速やかに環境や健康への影響を低減させるためには行政が対応する必要があることから、原子力事業者の費用負担の下、国、地方公共団体及び原子力事業者等が講ずべき措置を明確にした「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）」が平成23年8月30日に制定され、これに基づき国、地方公共団体が除染等の対応を行うこととされました。

この法律に基づき、県内では石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の8市町が平成23年12月28日に「汚染状況重点調査地域」に指定を受け、今後、これらの市町村では、法律に基づく除染の措置を講ずることになります。

## 放射性物質汚染対処特措法について

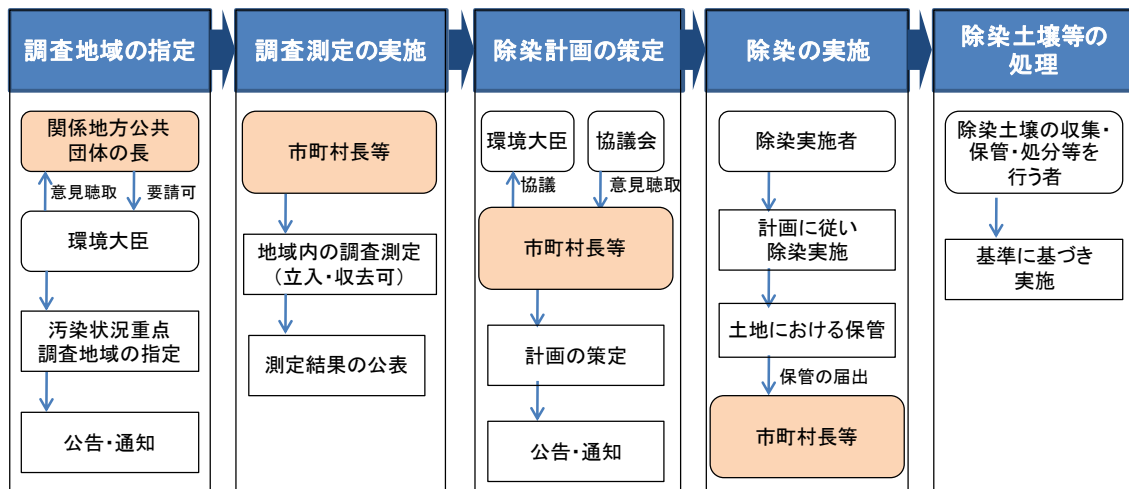
放射性物質汚染対策特別措置法の規定により、基本方針が閣議決定されました。基本方針では、追加被ばく線量が年間1 mSv以下となることが目標として定められました。また、警戒区域や計画的避難区域等、高線量地域（除染特別地域）を対象とした国による除染の枠組みと、地方公共団体が計画を策定して除染を実施する比較的線量の高い地域（除染実施区域）を対象とした除染の枠組みが示されており、宮城県内では一部の地域が後者に該当するものと考えられます。

環境大臣は、汚染状態が一定レベル以上であると想定される地域を「汚染状況重点調査地域」として市町村単位で指定し、その後当該市町村長などが汚染状況の調査測定を実施します。その結果を踏まえ、汚染状態が一定レベル以上である区域について、当該市町村が除染実施計画を策定します。除染等の措置は、市町村や該当する区域の土地を管理する行政機関が、その計画に基づき実施することとなります。

除染により生じた汚染土壌については、必要に応じて、除染した土地における保管及び市町村ごとに設置する仮置場を経由して、最終処分が行われることとなります。

仮置場の確保については、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が行うこととなり、最終処分の確保やその安全性の確保については、国が責任をもって行うこととなっています。

### 【放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の流れ】



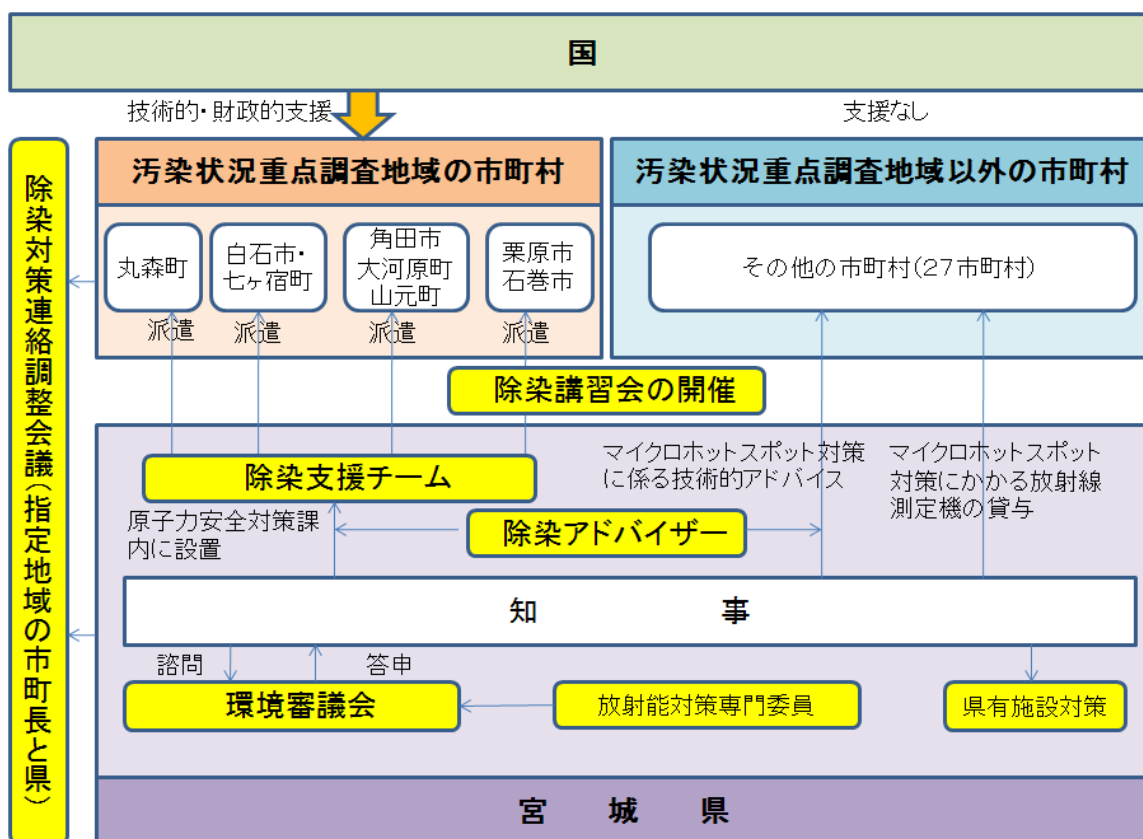
## 個別取組方針

### 1 生活環境の線量低減目標

県内のすべての地域について、生活環境における追加被ばく線量が、5年以内に年間1 mSv以下となるよう除染対策を講じます。

### 2 除染への取組体制

除染への取組は、以下の体制で市町村と一体となって対応します。



### (1) 放射性物質汚染に係る除染支援チームの派遣

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で構成する除染支援チームを派遣し、汚染状況の調査測定、除染協議会の運営、除染実施計画の策定、除染の実施、除去土壌等の保管とその最終処分の実施に向け、市町と一体となって除染を推進します。

### (2) 環境審議会「放射能対策専門委員」の設置

除染対策を含めた放射能対策は、技術的なアプローチと高度な知識に裏打ちされた広報・啓発が不可欠です。そのため、本県の環境の保全にかかる基本的事項を調査審議する「環境審議会」において、放射能対策などのあり方について12月20日に知事から諮問しました。環境審議会においては、12月26日に「放射能対策専門委員」を設置し、同日に第1回の会議を開催しました。今後、審議会からの意見を、除染対策を含めた本県の放射線・放射能にかかる施策・事業に反映させていきます。

### (3) 除染対策連絡調整会議の設置

汚染状況重点調査地域の市町が除染対策を推進するにあたり、12月26日に県と当該市町による除染対策連絡調整会議を設置しました。相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、今後の円滑な除染の実施につなげていきます。

### (4) 除染アドバイザーの委嘱

市町村に対し、県としての除染に関する技術的なアドバイスを行う上で、特に専門的な知識や技術的知見が必要になる場合もあるため、除染や放射線・放射能などの専門的な知識を有した学識経験者を除染アドバイザーとして委嘱し、様々な場面で活用します。

#### **(5) 県管理施設等の対策**

県道や県立学校等，県管理の施設や土地については，庁内に連絡調整会議を設置し，連携して対応を図っていくほか，汚染状況重点調査地域の県有施設等については，除染計画策定に当たり市町村が設置する協議会において地域と十分に協議の上，除染対策を行います。

### **3 その他の市町村支援**

#### **(1) 市町村職員向け講習会の開催**

汚染状況重点調査地域における除染対策やそれ以外の地域のマイクロホットスポット対策を円滑に推進するため，除染対策の進め方や除染活動の実務などについて，専門家を招き，市町村の職員に対し講習会を開催します。

#### **(2) 汚染状況重点調査地域外のマイクロホットスポット対策**

汚染状況重点調査地域以外の市町村において，マイクロホットスポット対策を講ずるため，精密な測定ができる機器を貸与します。



## 第6章 汚染物・廃棄物の処理

### 現 状

原発事故が原因で放射性物質に汚染され飼料及び敷料として利用できなくなった稲わら（以下、「汚染稲わら」という。）は、8,000Bq/kg以下のものは国の通知により一般廃棄物として埋却や焼却ができることになっていますが、処理が進んでいないため、汚染稲わらの多くは、一時保管場所や農家で保管されている状態です。また、堆肥についても、汚染稲わらを利用した農家のうち過半数の農家で暫定許容値を超える検査結果が出ており、使用が制限されていますが、その処理が進んでいないため各農家で保管されています。

上水道施設での処理過程で生じた浄水発生土と、下水道施設での処理過程で生じた下水汚泥においても、放射性物質が検出されています。国の通知では8,000Bq/kg以下のものは管理型処分場に埋立できることになっていますが、浄水発生土については、一部は処分できずに一時的に浄水場内に保管せざるを得ない状況となっています。下水汚泥はほとんどがセメント原料等として再利用または最終処分されていますが、一部で放射性セシウムの濃度が比較的高い脱水汚泥が処理施設に保管されている状況です。

### 課 題

汚染稲わら、堆肥、浄水発生土及び下水汚泥は、焼却・熔融後のものも含め8,000Bq/kg以下のものは、管理型処分場に埋立することとされていますが、外部被ばくや地下水の汚染を不安視する住民の理解が得られない等といったことから、受入れを制限している処分場があり、また、焼却についても、ばい煙の飛散に対する住民の不安や、焼却で濃縮されることにより放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰が発生する懸念などもあって処理は進んでおらず、こうした課題に対応していく必要があります。

他方、8,000Bq/kgを超えるものの処理については、基本的には国が実施することとされており、環境省では焼却を前提に、8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰について管理型処分場への埋立処分方法を示していますが、他省庁は、焼却等処理方法は示さずに、適切な施設での一時保管のみを指示するなど、国の関係省庁間で指示内容が統一されていません。また、放射性物質の濃度が100,000Bq/kgを超えるものについては、適切な施設での一時保管が示されていますが、最終処分できる施設等の確保の目処が立っていません。

なお、東日本大震災により発生した膨大な量の災害廃棄物は、今後処理を進めていくと、放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰等が発生することが懸念されています。

さらに、今後除染によって多量の汚染物が発生することが予想されますが、この保管や処理についても住民との合意形成を図りながら進めていかなければなりません。

## 個別取組方針

放射性物質が含まれた廃棄物等については、国の指針に従って減容化した上で、放射性物質が外部に飛散したり漏れ出したりしないよう、国の指針で示されている方法により市町村と一体となって適正な処理に取り組みます。

自圏域で排出された一般廃棄物であって放射性物質により汚染されたおそれのあるものについては、安全性に配慮した上で、県は、市町村における一般廃棄物の処理の実施に関し、国の方針や有識者の見解を踏まえ、市町村と一体となって処理を進めていきます。

汚染稲わらについては、最終処分方法が決まるまでの間、市町村や関係団体の協力を得て引き続き利用停止と隔離一時保管を指導するとともに、国が主体的に責任を持って処理する範囲の早期確定と関係省庁による最終処分方針の明示を求めています。また、堆肥について、最終処分方法が決まるまでの間、農家等で適切に一時保管するよう助言・指導をしていきます。

浄水発生土については、8,000Bq/kg以下のものについては、管理型処分場への埋立が進むよう市町村等に助言・指導を行うとともに、8,000Bq/kgを超えるものは国が主体的に責任を持って処理するよう求めています。併せて、廃棄物処理事業者が適切に受け入れることができるよう、指導していきます。下水汚泥は、8,000Bq/kg以下のものは適切な処分を行うよう、引き続き指導します。

なお、東日本大震災により発生した災害廃棄物については、現在、県でがれき等の放射性物質のサンプル調査を進めているところですが、今後、放射性物質の濃度に応じ、国の指示内容も踏まえて、適切に処理を進めていきます。

## 第7章 損害への対応

### 現 状

原発事故により拡散した放射性物質は、県内の稲わらや牧草を汚染し、これを給与した肉牛から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、政府の出荷制限指示を受け、県が県産肉牛の出荷自粛要請を行った結果、牛の肥育農家等が多大な損害を被りました。また、県内の農林水産業、観光業、サービス業等においては、放射性物質汚染の風評や渡航制限・輸入停止等諸外国が講じた措置が取引の減少や価格の低迷をもたらしている状況です。

原子力損害の対象範囲については、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会が「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）」を示したところですが、中間指針で明記された本県の損害は国の基準を超過する放射性セシウムが検出され給与の自粛要請のあった牧草・稲わら、出荷制限指示のあった肉用牛及び風評により損失を被った牛肉・牛肉加工食品にとどまったことから、その他の農林水産業、観光業等の風評被害等について損害賠償を請求する場合は、個別に原子力損害であること及び原発事故と原子力損害との因果関係を立証しなければならない状況となっています。

このような中、JAグループでは全国農業協同組合中央会が中心となって手続きの効率化を図りながら、各関係県に損害賠償請求に係る協議会を設置し、東京電力に対して組織的に対応する動きを見せており、本県のJA協議会でも牧草や肉用牛のほか、指針で明記されていない野菜の風評被害について損害賠償請求を行っております。

また、県や市町村の地方自治体においても、空間線量測定や食品等の放射性物質の濃度測定、放射性物質による汚染物の除去や廃棄物の処理等の費用が発生していることから、県では県内33市町とともに、東京電力に対して被害対策経費の一部について損害賠償請求を行ったところです。

一方、現在把握されている被害は、被害全体の一部に過ぎない可能性があり、現在までに確認されている被害のほか、今後顕在化するものや、将来新たに発生する被害の存在も否定できません。県民や事業者が直面している被害が、原子力損害として賠償請求の対象となるかどうか正確な判断は困難であることから、その機会を逸するおそれもあります。

### 課 題

中間指針では、損害ごとに地域や品目を指定した上で損害賠償の範囲が類型化して示されています。

しかし、被災した県民や事業者にとって、中間指針の内容は抽象的である上に、直面する被害が、原子力損害として賠償請求の対象となるかどうかを正確に判断することは困難であることから、関係団体や市町村を通じ、幅広く被害状況を調査し相互に情報の共有を図るほか、個人や団体に属さない事業者を含め、全ての被害の状況をきめ細かく把握する必要がある

ります。

一方、中間指針において損害賠償の範囲が類型化された損害については、比較的早期に賠償金が支払われるものと期待されますが、中間指針に明記されていない損害について賠償請求する場合は、請求に係る損害と原発事故との因果関係を被害者側が個別に立証しなければならず、さらに損害が震災の影響によるものか原発事故の影響によるものかを明確に区別しなければならないことや、被害額の算定方法が明確に定められていないことなどが被害者にとって相当の負担となることが懸念されています。また、東京電力においても、中間指針に明記されていないものの支払いには時間を要しています。

損害賠償請求に対する東京電力の対応を見ると、中間指針を踏まえて設定した賠償基準では、減収額には原発事故以外の原因によるものもあるとして一律で一定割合を対象外としており、また、すでに請求されている賠償金について支払いが遅延する等、被害者の立場に立った対応が行われているとは言えない状況です。

現在、県や市町村が実施している測定や除染などの様々な放射性物質汚染被害対策は、本来、国と東京電力の全責任において行われるべきであり、国が全額を財政措置するか、又は東京電力が賠償すべきものです。しかし、国の財政措置の内容は未だに明らかにされていないだけでなく、中間指針の記載内容もあいまいなため、対策に要した経費がどの程度賠償の対象となるかは不明確となっています。

#### 【中間指針における原子力損害の賠償の対象範囲（例：観光業の風評被害）】

○少なくとも相当因果関係が認められる地域		福島県、茨城県、栃木県、群馬県の4県 (外国人観光客に係る損害は本年6月以降も対象)
上記4県を 除く 都道府県	○外国人観光客に係る損害	本年5月末までの通常の解約率を上回る解約
	○上記以外の被害	個別具体的な事情に応じ、解約・予約控え等の被害について、相当因果関係が認められる場合は、地域を問わず賠償の対象

### 個別取組方針

#### 1 現状の把握・検証

中間指針で示されていない損害について検証・整理を行い、実際の被害との乖離を検討した上で、救済漏れのないよう対応します。

県民会議を通じて、各関係団体や市町村に対し放射能汚染や風評による被害状況に関する調査やヒアリング等を実施するとともに、県内の放射能汚染や風評による被害に関する認識を共有し、県内の関係機関・団体や庁内の関係部局が横断的に連携しながら対応していきます。この中では、農林水産業や観光業、市町村等地方公共団体など、関係する分野や団体ごとに支援状況や相談内容、ニーズ、課題等を整理して、それぞれに特有の被害状況を把握します。

県民個人や団体等に属さない事業者における被害については、被災者を対象とした放射線等に関する相談窓口や、各種セミナー等の開催に合わせ相談ブースを設けるなど、被害者のニーズや課題の把握にきめ細かに対応します。

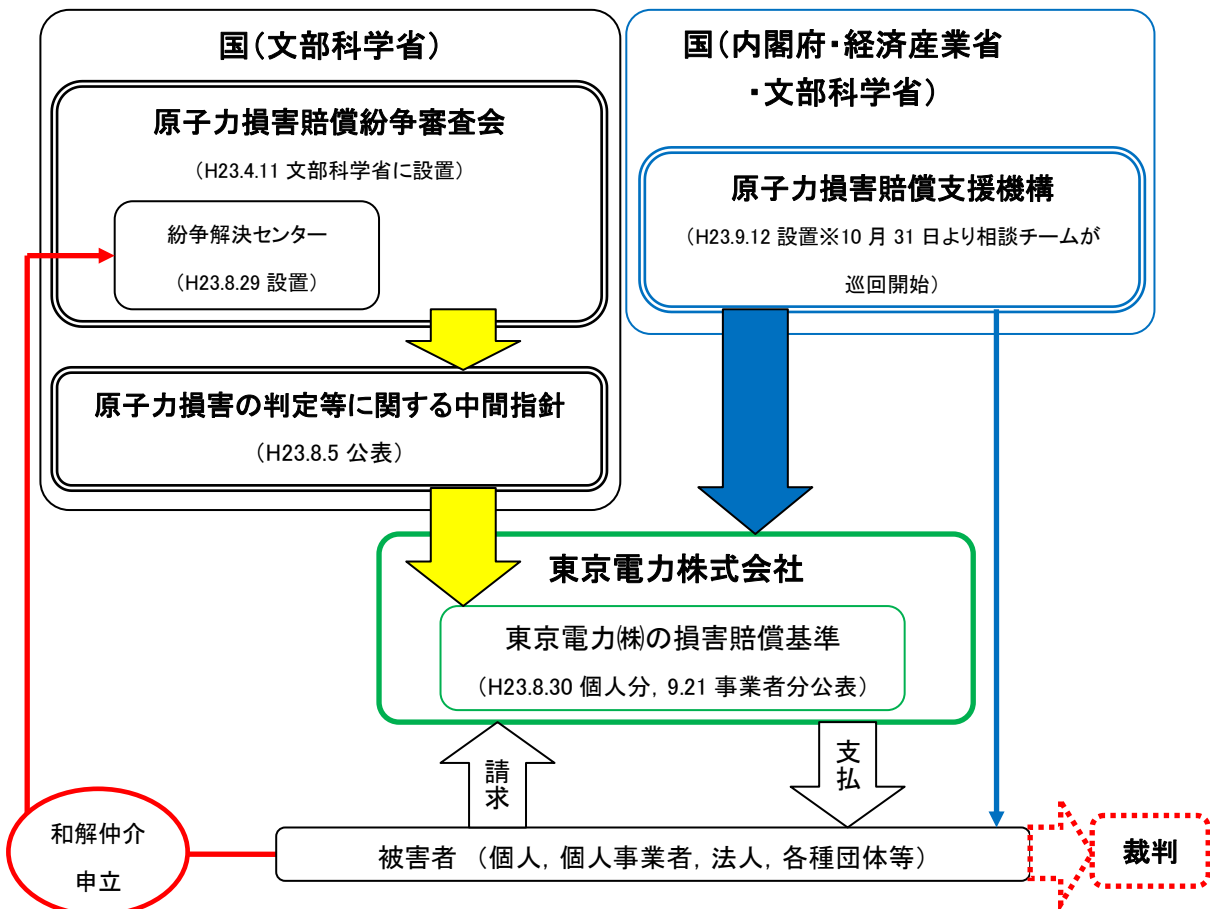
## 2 損害賠償請求

県では、原発事故による被害者を全員救済するとともに、完全な賠償が履行されるよう、被害に係る総合的な対策の検討や情報提供・情報共有を行うために設置した県民会議を活用して、しっかりとしたサポート体制を構築していきます。

具体的には、県民会議に損害賠償請求に係るワーキンググループを立ち上げ、弁護士等の協力を得るなど法律相談に応じられる体制を整えながら、個別の被害状況の把握、損害賠償請求額の算定について検討します。また、損害賠償請求を効果的・効率的に進めるため、JAグループを例にして関連業種等で組織的に請求を行う方法等について検討し、これらのノウハウを県民会議を通じて共有していきます。さらに、中間指針の問題点等を検証し、本県の風評被害の指針への明記などについて、県民会議と連携して国に指針の見直しを求めるよう働きかけます。

また、県及び市町村等の被害対策経費については、国に対し全額の財政措置を講じるよう求めるとともに、国による財政措置がなされなかった場合には損害賠償の対象とすることを指針に明記するよう求めています。

なお、請求が行われたものも含めて、東京電力に対して迅速かつ完全な損害賠償の履行を強く求めています。



## 第8章 正しい知識の普及・啓発

### 現 状

原発事故後、放射線等及びその影響に関する様々な情報がテレビやインターネット等により氾濫しました。正確な情報が伝わってこなかったことに加えて、放射線等そのものが目に見えないものであり、今まで一般的な知識として普及していなかったこと、原発事故後の国の対応への不信感などから、県民は放射線等に対して不安を感じるようになりました。

このような状況の中で、牛肉において暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され政府により出荷停止の指示がされたことなどから、この不安が全国に広がり、放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者等が、安全である宮城県又は宮城県産の農林水産物や工業製品等を敬遠するなど、いわゆる風評による損害も確認されています。

### 課 題

県は、県民の不安を解消するため、広報・広聴により、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、放射線等に関する正確な情報を迅速に提供する必要があります。また、風評を払拭するためには、宮城県内にとどまらず、国内外に向けて積極的に安全・安心をPRする必要があります。

### 個別取組方針

#### 1 ホームページ及び各種媒体による情報提供

宮城県内の放射線等に関する情報を一元化したポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」など県の各種広報媒体の活用や報道機関との連携により、放射線等の測定結果及び検査に関する正確な情報並びに風評の払拭に向けた取組などを県民に対して迅速に提供します。

#### 2 広聴による現状把握・情報収集

県民会議を通じた意見やアンケート調査等により、県民が不安を感じる理由や求めている情報のほか、放射線等の影響による風評に起因する損害の現状を正確に把握するなど、きめ細かな情報収集に努めます。

#### 3 不安解消に向けた正しい知識の普及・啓発

現状把握・情報収集の結果を参考に、放射線等に関するセミナー・講演会の開催や出前講座の拡充、広報紙等の各種広報媒体の活用により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、放射線等に関する総合的な相談窓口の開設や県民からの相談を受け付ける相談会の開催等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。

#### **4 風評の払拭に向けたPR**

風評を払拭するため、広報紙等の各種広報媒体やイベント等を活用し、宮城県及び宮城県産の農林水産物や工業製品等の安全・安心を国内外にPRしていきます。

#### **5 自治体等職員の資質向上**

県民からの相談に充分に対応するため、自治体や団体等の職員を対象とした研修会等を開催し、放射線等に関する正しい知識の習得による資質の向上を図ります。